

## 腐敗防止ポリシー

本ポリシーは J C R グループ会社が、あらゆる形態の腐敗行為を防止し、コンプライアンス遵守を推進するためのグローバルな基本方針を定めるものです。

### 1. 法令等の遵守

J C R グループ会社は、事業を展開するあらゆる国において適用される全ての腐敗防止法令を遵守し、社内規程類に従い、公正かつ倫理的に行動します。

### 2. 適用範囲

本ポリシーは、J C R グループ会社の役員および従業員、ならびに JCR グループ会社のために従事する外部業者（以下「J C R グループ役職員」）の全てに適用されます。

### 3. 定義

用語	定義
腐敗防止法令	各国と地域の刑法、不正競争防止法、FCPA、Bribery Act 2010、ブラジル腐敗防止関連法、業界ルールなどが含まれる。事業を展開する国と地域の法令に加え、他の国や地域の法令が域外適用により適用される場合にはそれらの法令を含む。
公務員	公務員とは、すべての国、州や地域における以下の自然人を言う ・選任、任命を問わず、またその役職を問わず立法、行政、司法上の地位を有する者 ・中央・連邦政府や地方自治体の支局、省庁又は政府機関で公的職務を遂行するすべての者 ・公的機関又は公営企業において公的職務を遂行するすべての者 ・もしくは各国、各地域における適用法制に基づき公務員、準公務員と見なされる者
取引先	公務員を除く、J C R グループ会社が取引関係を持つ、又は、業務上、接触している J C R グループ会社以外の自然人及び法人をいう（例、エージェント、コンサルタント、医療従事者、委託先、再委託先、サプライヤー及びベンダー、販売代理店、合弁事業のパートナー、専門家協会、業界団体、JCR グループ会社のため又は JCR グループ会社を代理して、その業務を行う自然人又は法人）
腐敗行為防止内部規程類	コンプライアンス行動基準、並びに J C R グループ会社の腐敗行為防止に関する全ての規程、手続及び行動基準。

### 4. 贈収賄

J C R グループ会社は、国内外において、公務員に対し、直接的・間接的を問わず、不正に、ビジネス上の便益の獲得や維持のため、自社若しくは J C R グループ会社の不利益を回避するため、又はそうした行為の見返りとして、接待・贈答、金銭その他一切の賄賂を提供、提案、約束、又は勧誘しません。

J C R グループ会社は、国内外において、取引先に対し、直接的・間接的を問わず、不正に、接待・贈答、金銭その他一切の賄賂を提供、約束、勧誘、又は受領しません。また、公務員に対して、政府との手続きを円滑にしたり、早めたりするために支払いを行うことは、基本的に「賄賂」の一種とみなされることを認識します。

## 5. ガバナンス

J C R グループ会社は、腐敗行為防止を推進するため、管理体制を確立するとともに、本ポリシーに基づく腐敗行為防止関係内部規程等を定めます。

## 6. 評価及び対処

J C R グループ会社は、腐敗行為を防止する目的で、必要に応じて、適宜、腐敗行為リスクを識別・評価し、必要な措置を講じます。また、新たな第三者との取引を開始する前に、当該第三者による腐敗行為を防止する目的で、必要に応じて、関係部門と協議の上、調査・評価を実施します。

## 7. 違反

J C R グループ会社の従業員等が腐敗防止法令、本ポリシー又は腐敗行為防止関係内部規程等に違反した場合、処分の対象となります。

## 8. 繼続的改善

J C R グループ会社は、上記 1 から 7 の取組みを継続的に点検し、見直し、及び必要な改善を行います。

以上